

杵築市ケーブルネットワーク放送設備整備
委託業務仕様書

令和6年4月

杵 築 市

1. 目的

本業務は、杵築市ケーブルネットワークセンターの移転に伴い、自主放送制作に関わる演奏所施設（以下、スタジオ設備）の設置・移設などを目的とする。

2. 適用

本仕様書は、「杵築市ケーブルネットワーク放送設備整備委託業務に係るプロポーザル業務」に適用する。

3. 業務委託場所

- ・杵築市大字杵築 3 8 6 番地 1（新ケーブルネットワークセンター）（以下、新センター）
- ・杵築市大字杵築 3 7 7 番地 1（杵築市役所杵築庁舎 3 F）（以下、旧センター）（関連場所）
- ・杵築市大字溝井 1 6 5 5 番地 6 9（溝井メインヘッドエンド）（以下、溝井センター）

4. 事業概要

杵築市役所杵築庁舎 3 階に設置されている「杵築市ケーブルネットワークセンター」の移転計画に伴い、自主放送 2 チャンネル（デジタル 11・12 チャンネル）を移転先で移転前と同様に制作・編集・送出するために必要機器を新たに整備することを目的とする。

現在使用中の編集機などの機器は移転先へ移設し、本業務で整備する機器と連携を図り、編集効率は最低限現行と同等となるシステムの提案とする。

現設備（杵築市役所杵築庁舎 3 F・ケーブルネットワークセンター）は、予備放送設備として運用できることを考慮し新設備・システムの提案を行うこととする。保守については提案に含むものとし、総合的に合理的・経済的となるように提案すること。

拠点間構成は、溝井メインヘッドエンド（以下、溝井センター）と杵築市役所杵築庁舎 3 F・ケーブルネットワークセンター（以下、旧センター）の間で運用している全サービスを本業務で機器設置を行う新ケーブルネットワークセンター（以下、新センター）と旧センターと溝井センター間を結ぶ光伝送システムを構築し、現状の自主放送サービスを維持することを必須条件とし、その為に必要な機器・システム・技術的要件を具体化し、かつ物理的配置をもって提案すること。

なお、整備業者の選定は、提案された機材構成・機能・保守・価格等を総合的に判断する。

（1）事業名称

杵築市ケーブルネットワーク放送設備整備委託業務

（2）事業の内容

新センター内の自主放送スタジオ及び副調整室の機器設置及び編集機器の移設とネットワークの構築。旧センターを含む伝送確認、溝井センターからの送出確認など。

(3) 新機材での番組制作開始時期

新センターからの自主番組制作及び伝送は、令和7年3月10日から可能となるように整備を行うものとし、それまでに「新機材及びシステムの設置」「テスト運用」「旧センターからの送出確認」「番組制作担当者に対するオペレーション」までを終了すること。

5. 適用法令

本業務の施工にあたっては、本仕様書に定めるもののほか、下記の法令・規格及び基準等に準拠して実施しなければならない。

- (1) 有線電気通信法及びこれに基づく規則等
- (2) 電気通信事業法及びこれに基づく規則等
- (3) 電気設備技術基準及び電気工事関係法令
- (4) 日本工業規格(JIS)及び日本電気規格調査会標準規格(JEC)
- (5) 電子情報技術産業協会規格(JEITA)
- (6) 道路法及び道路交通法
- (7) 杵築市条例及び諸規則
- (8) その他関係法令

6. 提案依頼の概要

(1) 必須提案

【スタジオ設備】【スタジオ照明設備】【ロケ用設備】【副調整室設備】(現行の自主制作番組と同等の内容を制作が可能となる機材)、及び【編集機器の新設及び移設、ネットワークの構築(素材共有・保管システム)】【バーチャルスタジオ設備】。市役所センターとの【光伝送(送受信)設備】との各提案。

(2) 追加提案

【その他の機器設備】【保守管理】

(3) 提案に当たっての情報提供

プロポーザル参加資格を得た事業者は、秘密保持契約を締結した後に必要とする資料及びシステム見学(確認)が可能とする。

また、事業者は、協力会社・再委託先に情報を提供及び協力依頼する場合は、収集した情報の全体もしくは一部を問わず秘密保持契約を順守させること。

(4) 連絡線の状況

① 旧センターと新センター間の光回線

ア. メイン: 60芯

イ. サブ: 4芯

② その他

7. 配置技術者

本業務を受託した者(以下「乙」という。)は、業務の実施に先立ち、委託者(以

下「甲」という)と十分協議したうえで、次の書類を提出し、甲の承諾を得るものとする。なお、管理技術者、主任技術者(業務主任)等は、本業務に必要な技術・提案製品の知識能力を有し、また同内容の設備設置の経験者であり、該当する必要資格を保有する者でなければならない。

I. 管理技術者

乙の組織に属している者とする。

II. 主任技術者

映像、音声設備に関する知識に精通し、また関係する電気通信設備に対する知識、能力と取扱経験を有し、乙の組織に属している者とする。

原則、管理技術者、主任技術者は本業務の請負期間中の変更できないものとするが、やむを得ない理由が生じ変更する場合は、甲と協議の上決定するものとする。

8. 業務計画書

乙は、業務着手前に次の内容を含む業務計画書を甲に作成・提出すること。

- ① 業務遂行方針(設計書)
- ② 業務詳細工程
- ③ 業務実施体制及び組織図
- ④ 管理技術者、主任技術者および担当技術者の一覧表及び経歴書
- ⑤ 協力者がある場合は、協力者の名称、業務分野、協力の具体的内容の一覧
- ⑥ 本業務の体制表
- ⑦ その他、甲または甲の代理の者が指定する資料

9. 会議などの開催

本業務の進捗及び検討事項の協議・調整を図るため、定例の打合せ会議を実施するものとし、乙は会議毎に議事録を作成し、甲及び関係者に承認を得るものとする。また月次単位で進捗状況報告書も作成すること。

10. 成果物などの取扱い

乙は、本業務により得られた各種資料及び成果品の係る一切の事項について、第三者に譲渡及び公表をしてはならない。

11. 仕様書への提案

乙は、本業務の着手までに、本仕様書への追記事項などの提案があれば、甲及び甲の代理の者に対し速やかに行うこと。

12. その他

本業務の設置に使用する機器・器具・測定機器(リース品を含む)、消耗品等に

係る費用は、すべて乙の負担とする。

1 3．保証

乙は、本業務の検収の日から起算して1年以内に発生した障害で、天変、地変等の不可抗力と認められるもの以外の機器故障及び施工不良と認められるもの等については、速やかに無償修理するか、または代替品を納入するものとする。

なお、上記の期間を過ぎたものであっても乙の責任において特に重大な障害が発生した場合は、協議の上、無償修理を行わせることがある。

また、保守については、5年間（瑕疵期間含む）安定した稼働が行えることを前提とする。

1 4．守秘義務

甲および乙は、本契約の履行に関し相手方について知り得た事実を、本契約の履行中はもちろん、本契約の終了後においても、第三者に開示もしくは漏洩してはならない。

ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方より提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4) 本契約に違反することなく、且つ受領の前後を問わず公知となった情報

1 5．特許等

本仕様書に基づき製作し、工事に係わる特許等工業所有権に抵触するものについては、乙において対処するものとする。

また、本業務に関連して知的財産権の侵害があった場合は、乙がこれを処理する。

1 6．留意事項

- (1) 乙は本業務の施工にあたり、事前に機器仕様を報告し、甲の承認を受けなければならない。
- (2) 建造物または既存施設に損傷を与えたとき、または第三者の身体に危害を与えたときは乙の責任で解決するものとし、事案が発生したときは速やかに監督員に報告すること。
- (3) 仕様書に記載されていない事項は甲の指示に従うものとする。
- (4) 使用する材料等は、J I S規格に定められたものについては原則としてJ I S規格のものを使用すること。
- (5) 障害等が生じた場合は、乙は改善の為に誠意を以って速やかに対処しなければならない。

17. 疑義

乙は、本仕様書に記載された内容及び記載されていない事項について疑義を生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

また、本仕様書に示されていない事項で、当然必要と認められる事項については乙の責任において対処するものとする。

18. 設計変更

本仕様書について、設計変更等を必要とするときは、協議のうえ決定するものとする。

19. 安全衛生

- (1) 労働安全衛生法等関係諸法規を遵守し、安全確保に万全の対策を講じること。
- (2) 安全確保のため安全管理責任者を設け、緊急時の処置など安全体制を確立すること。
- (3) 安全管理責任者は安全のための守則、方法等具体的な対策を定めこれを推進すること。
- (4) 充電部に接近して行う場合は、適切な感電防止対策を講じ、事故防止に努めること。
- (5) 車両運転中の交通事故防止に努めること。
- (6) 施工に伴い発生する廃棄物の処理は慎重に行い、書面により廃棄物処理に関する承認を受けること。
- (7) 事故発生時の緊急連絡方法などを定め、緊急時における連絡および措置を適切に実施できるように作業員に周知徹底をはかること。
- (8) 人身事故が発生したときは、人命救助に最善をつくすとともに直ちに監督員に報告すること。
- (9) 設備事故が発生したときは、事故の拡大を防ぐとともに直ちに監督員および関係機関に連絡し、慎重かつ迅速な復旧に努めること。